



# 2019年度 第1回 たまさきゼミナール

## 働き方改革セミナー ～中小企業は実際、何をすればいいの？～

こんな会社様におすすめ！

- ✓「働き方改革」ってよくわからない
- ✓まだ何も手を付けていないけど大丈夫だろうか
- ✓うちの社員は有給休暇をほとんど取っていない
- ✓ラフな雰囲気勉強したい

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表されました。社会での一大関心事であるにもかかわらず、「具体的にいったい何から手をつけたらよいかわからない」というのが、各社の本音ではないでしょうか。そこで今回、働き方改革実現に向けたポイントを、働き方改革関連法の内容や、厚生労働省ガイドラインを踏まえて、まず何から取り組むべきかを解説いたします。

### ゼミナール内容

- ◆法改正の内容について
- ◆年次有給休暇取得義務化対応
- ◆具体的な実務対応
- ◆使える助成金について など



たまさき社労士事務所

日時 : 平成31年 2月22日(金) 14:00~15:30  
場所 : たまさき社労士事務所 ミーティングスペース  
住所 : 広島市中区寺町5-27 パークヒルズ城南2F  
費用 : 顧問先様2名様まで無料(左記以外:1,000円税込み)

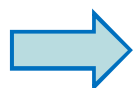
たまさきゼミナールとは・・・

たまさき社労士事務所が顧問先様へ労務管理お役立ち情報をご提供する顧問先企業様向けの勉強会です。  
お問合せは・・・ たまさき社労士事務所 TEL 082-275-4770 まで

御社名

お名前

メールアドレス



このまま 082-275-4780 へFAXしてください！

昨今世間を賑わすキーワード「働き方改革」。

2017年3月、政府は「働き方改革実行計画」(実行計画)を策定、  
2018年6月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が国会で可決・成立しました。

社会での一大関心事である一方、「でも、具体的にいったい何から手をつけたらよいのかわからない...」というご担当者様も多いのではないのでしょうか。

そこで今回、働き方改革実現に向けたポイントを、働き方改革関連法の内容や、厚生労働省ガイドラインを紹介しながら、社会保険労務士の久保先生がわかりやすく解説。さらに、テレワークや在宅勤務など、時間や場所を選ばない柔軟な働き方と労働生産性の向上実現に向けた、効率的かつ戦略的な文書管理、情報管理の秘訣もご案内します。

今年の6月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表され、徐々に詳細が明らかになってきています。

時間外労働の規制に関する省令では、2019年4月以降、限度時間を超えて労働させる場合の  
手続き方法を決めておかなければならない、年次有給休暇については労働者ごとに調整した管理簿を新たに備え付けておかななくてはならないとされ、労務管理はますます煩雑になっていきます。

そこで、『2020年までを見据えた労働関連法改正のポイントと実務対応』の内容はもちろん

法改正を活用して、より一層人が定着する仕組みづくりを行うための

社員の気持ちを「超」プラスに変える実際の取組みをお伝えします。

#### セミナー内容

- ・人事労務管理に関連する改正法の内容について
- ・改正法に対しての実務対応
- ・就業規則対応策
- ・今回の法改正を、組織力アップ、定着率アップに繋がる社員の気持ちと行動を「超」プラスに変える法改正活用術
- ・まだ使える、これから使える助成金